

令和6年度島根県献血推進計画

島根県健康福祉部

1. 目的

本計画は、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和31年法律第160号。以下「法」という。）第10条第5項の規定に基づき、法第3条に定める基本理念及び国の献血推進計画を踏まえ、献血について住民の理解を深めるとともに、採血事業者による献血の受け入れが円滑に実施されるよう、本県における献血の推進に関する計画を定めるものである。

2. 令和6年度に献血により確保すべき血液の目標量

本県において、令和6年度に献血により確保すべき血液の目標量及び献血者の目標数等は以下のとおりとする。（表示単位未満四捨五入の処理をしているため、合計欄と一致しない場合あり）

(1) 供給実績に基づく血液製剤の需要見込

(単位:L)

| 製剤区分 | 赤血球製剤 | 血漿製剤 | 原料血漿 | 血小板製剤 | 合計 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 令和6年度需要見込 | 2,022 | 1,177 | 6,539 | 748 | 10,487 |

※ 原料血漿は、血液凝固因子製剤、アルブミン製剤、グロブリン製剤の原料とする。

(2) 需要量を献血区分毎に確保する血液量

(単位:L)

| 献血区分 | 全血献血 | 血漿成分献血 | 血小板成分献血 | 合計 |
|----------|-------|--------|---------|--------|
| 令和6年度必要量 | 5,755 | 2,651 | 1,603 | 10,009 |

※ 必要量は、期限切れによる廃棄血、製品減損を考慮、原料血漿は、全血献血、血漿献血、血小板献血からの転用を考慮する。

(3) 血液の目標量及び献血者の目標数

| 献血区分 | 200mL 献血 | 400mL 献血 | 成分献血 | 合計 |
|-----------|----------|----------|-------|--------|
| 目標量〔単位:L〕 | 12 | 5,743 | 4,254 | 10,009 |
| 目標数〔単位:人〕 | 60 | 14,358 | 7,549 | 21,967 |

(4) 献血者の施設別目標数 (単位:人)

| 施設 | 200mL 献血 | 400mL 献血 | 成分献血 | 合計 |
|--------|----------|----------|-------|--------|
| 血液センター | 60 | 3,110 | 7,549 | 10,719 |
| 移動採血車 | 0 | 11,248 | 0 | 11,248 |
| 合計 | 60 | 14,358 | 7,549 | 21,967 |

(5) 移動採血車による献血者の保健所別目標数 (単位:人)

| 保健所 | 200mL 献血 | 400mL 献血 | 合計 | 実稼働日数 |
|-----|----------|----------|--------|--------|
| 松江 | 0 | 3,864 | 3,864 | 74.0日 |
| 雲南 | 0 | 884 | 884 | 17.0日 |
| 出雲 | 0 | 4,056 | 4,056 | 78.0日 |
| 県央 | 0 | 754 | 754 | 14.5日 |
| 浜田 | 0 | 1,066 | 1,066 | 20.5日 |
| 益田 | 0 | 624 | 624 | 12.0日 |
| 隱岐 | 0 | 0 | 0 | 0日 |
| 合計 | 0 | 11,248 | 11,248 | 216.0日 |

3 目標量を確保するために必要な措置に関する事項

(1) 関係者の役割

- ・ 県は、本計画に基づき、市町村、採血事業者等の関係者の協力を得て、より多くの住民に献血に参加していただくために、治療に必要な血液製剤の確保が相互扶助と博愛精神による自発的な献血によって支えられていることや、血液製剤の適正使用が求められていること等を含め、住民の献血や血液製剤への理解を深めるよう、献血の普及啓発に関する活動を実施する。また、採血事業者による献血の受け入れが円滑に実施されるよう、協力支援を行う。
- ・ 市町村は、県と協力して献血を推進し、住民の献血や血液製剤に関する理解を深めるとともに、献血に積極的に参加していただけるよう、対象となる年齢層や地域の実情に応じた普及啓発活動、献血推進団体の育成を実施する。また、採血事業者による献血の受け入れが円滑に実施されるよう、献血会場の確保の支援等を行う。
- ・ 採血事業者は、県及び市町村が行う献血の推進に積極的に協力し、住民が継続して献血に協力できるよう、献血受入時間帯の設定、子育て世代に対応した託児に関わる施設整備等、献血受け入れ体制を整備するとともに、献血者等の保護に努め、住民に対して献血や血液製剤に関する一層の理解と献血への協力を呼びかける。

(2) 県が行う献血の普及啓発に関する事項

- ・ 少子高齢化の進行による血液製剤を必要とする患者の増加や献血可能人口の減少により、血液製剤の供給に支障を来たす可能性があることから、住民の理解と協力が得られるよう、献血をめぐる環境の変化や、血液製剤の使用実態等について、効果的な情報提供及び普及啓発を実施する。
- ・ 医療機関からの需要、血液製剤の安全性、製造効率の観点から、特に必要性の高い400mL献血と成分献血の推進及び普及を図る。
- ・ 医療機関等における血液製剤の適正使用の取り組み等により使用量は減少傾向にあるが、少子高齢化が進む中、献血可能人口はさらに減少することが予想されることから、献血者の確保を図るため、幼少期も含めた若年層に対する普及啓発を一層推進する必要がある。中でも献血可能年齢に達する高校生については、将来を担う若年層への献血思想の普及という観点から重要であるため、特に400mL献血ができない高校生に対しては、学校と連携して「高校生ふれ愛キャンペーン」、「献血セミナー」の各事業を実施する等、献血の知識について啓発する取組を積極的に行う。あわせて400mL献血に不安のある高校生には、200mL献血を推進するなど、できる限り献血を経験してもらう。また、子育て中の20歳代後半から30歳代を中心に、血液の大切さや助け合いの心について、SNS等インターネットを含む効果的な媒体や血液センター等を活用した啓発を行う。
- ・ 若年層に対する普及啓発を一層推進するために、日本赤十字社島根県支部が実施する各種事業の事業費を補助する。
- ・ 献血者の効率的な確保が図られるよう、関係部局の協力を得ながら、官公庁や各種団体に対し、社会貢献活動の一つとして献血への参加を促すとともに、各種ボランティア団体と連携し、若年層を始め広く住民に対して献血の推進を呼びかける。
- ・ 採血事業者による献血の受け入れが円滑に実施されるよう、献血日時、会場の案内等、必要な情報をホームページや各種広報手段を用いて提供することにより、協力を呼びかける。
- ・ 7月の「愛の血液助け合い運動」、1月から2月の「はたちの献血キャンペーン」の実施に併せ、啓発資材を作成、配布するとともに新聞やラジオなど各種媒体を通じた広報を行う。
- ・ 「各種キャンペーン」事業を通じ、安定的に成分献血者数を確保できるよう、成分献血に関するリーフレットの配布等による広報を実施し、成分献血の普及啓発と成分献血登録者の確保を図る。
- ・ 献血実施時の問診や平素からの献血推進活動において、HIV等の感染症等の検査を目的と

した献血を行わないよう、住民に協力を呼びかける等、採血事業者と連携して安全な血液の確保を図る。

4 その他献血の推進に関する事項

(1) 献血者登録制度及び複数回献血の推進

- ・ 採血事業者は、血小板製剤等の安全で良質な血液の安定供給を確保するため、献血協力者の理解を得て、成分及び希少血液献血登録制度の推進を図るとともに、複数回献血者を中心的な構成員とするクラブを血液センターに設立して各種サービスの提供を行い複数回献血の推進を図る。県及び市町村は、当該制度の推進に協力するものとする。

(2) 島根県献血推進協議会の開催等

- ・ 県は、血液事業に対する正しい知識の啓発や、献血思想を普及すること等を目的として、島根県献血推進協議会を関係団体等の協力を得て設置しており、同協議会の開催を通じて献血の普及啓発や献血組織の育成等を行うとともに、献血推進施策の進捗状況について確認及び評価を行い、採血事業者による献血の受け入れ実績についての情報を把握し、必要に応じて献血推進施策の見直しを行う。
- ・ 献血の推進について著しい功績のあった個人及び団体に対し、島根県献血推進協議会会長の感謝状を贈呈し、献血推進運動の向上を図る。

(3) 市町村等との連携

- ・ 県は、血液事業の現状及び血液事業実施計画の進捗状況等について市町村と情報を共有し、互いに連携を図りながら献血を推進し、地域における献血推進活動のさらなる活性化を図る。
- ・ 高校生をはじめとする若年層に対して、県の教育委員会等と互いに連携を図り、ボランティア精神の醸成に繋がる献血に対する意識啓発を推進する。

(4) 血液製剤の在庫水準の常時把握と不足時の的確な対応

- ・ 県は、採血事業者と協力して、赤血球製剤等の在庫水準を常時把握する。また、在庫不足時に備え、県庁内部に不足時の連絡担当者を設置し、在庫が不足する場合又は不足が予測される場合には、迅速な献血協力の呼びかけを実施する。

(5) 災害時等における献血の確保等

- ・ 県、市町村及び採血事業者は互いに連携を図り、災害時等における必要な献血が確保されるよう、各種の媒体を活用して広域的な献血を呼びかけるとともに、複数の通信手段や移動採血車等の燃料の確保など、災害時等における献血の受入れが円滑に実施されるよう、必要な措置を講ずる。

(6) 島根県輸血療法委員会合同会議の開催

- ・ 県と採血事業者は、輸血療法委員会を設置する医療機関及び輸血療法を実施する医療機関を対象とした島根県輸血療法委員会合同会議を開催し、相互の情報交換や輸血療法に係る課題の検討を行い、血液製剤の安全かつ適正な使用の推進を図る。

5 実施計画に関する事項

- ・ 令和6年度における献血推進に関する実施計画については、別紙のとおりとする。